

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、その利益を失つたものというべきであるから、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年四月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岸 盛 一

裁判官 岸 上 康 夫

裁判官 団 藤 重 光